平成 26 年度事業計画書

平成 26 年 2 月 12 日
一般社団法人　第二種金融商品取引業協会

正会員の行う自己募集その他の取引等（以下「自己募集その他の取引等」という。）について、その取引等を公正かつ円滑なものにし、その取引等の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的として、主に以下の事業を行う。

なお、本年度は、金融商品取引法が改正されることにより、投資型クラウドファンディング並びに本協会への加入促進のための制度整備が図られる予定である。このため、特に、正会員数の増加に向けて、取組みを行うこととする。

【主な事業内容について】

１．　投資型クラウドファンディングの推進

・　金融審議会ＷＧ報告書及び本協会の「投資型クラウドファンディングに関する検討会合」報告書に基づき、正会員の行う投資型クラウドファンディングに対して、①投資者への情報提供の一層の充実、②定款及び自主規制規則の整備、③正会員の業務推進へのサポート、④事業者（営業者）への支援、⑤投資型クラウドファンディングの普及促進などに積極的に取り組む。

（調査研究事業、広報事業、研修事業）

２．　正会員に対する法令、諸規則等の遵守の徹底、教育研修の実施

・　正会員に対して、金融商品取引法その他の関係法令等及び本協会諸規則等の周知・啓発並びに遵守の徹底に取り組む。具体的には、研修基本計画に基づき、正会員の役職員を対象に、義務研修及び任意研修を実施し、より一層の資質の向上及び投資者保護の徹底を図る。また、金融庁等の行政当局との意見交換を実施する。
・　「自己点検報告書」制度について、これまでの実施内容を再点検し、正会員の業務の実態に配慮しつつ運用を行うことで、法令等遵守及び投資者保護の意識の一層の徹底を図る。

（研修事業）

３．　自己募集その他の取引等に関する知識の普及・啓発

・　自己募集その他の取引等に関する正しい知識の普及・啓発を図るため、取引等に関する投資者向けの Q&A や取引事例集などの充実に取り組む。併せて、本協会の自主規制機関としての役割などについて、積極的に広報を行い、周知を図る。
・　特に、投資型クラウドファンディングに関しては、投資者への情報提供の一層の充実及び制度の普及促進などに積極的に取り組む。

（広報事業）

４．　正会員への支援

・　警察当局及び関係諸団体等との連携を図り、正会員の反社会的勢力排除に向けた取組みへの必要な支援を行う。
・　正会員が効率的かつ円滑に事業に取り組めるよう、引き続き、コンプライアンス相談室及び税務相談室の運営を行う。
・　米国の外国口座税務コンプライアンス法（通称 FATCA 法）に基づく米国内国歳入庁への登録手続きなどに適切に対応し、正会員への必要な支援を行う。　（調査研究事業、研修事業）

５．　自主規制規則等の不断の見直し等

・　金融商品取引法その他の関係法令等の改正や金融商品取引を巡る環境変化に適切に対応するため、自主規制規則の不断の見直しを行い、その整備を図る。　（調査研究事業）

６．　正会員間及び関連団体等との意思疎通の促進等、要望等への取組み

・　正会員間及び関連する諸団体等との間の意思の疎通及び意見の調整を図る。併せて、規制緩和等の各種要望についての取組みを行う。

（その他）

７． 本協会への加入の促進

・ 本年度は、金融商品取引法が改正されることにより、本協会への加入促進のための制度整備が図られることで、本協会への二種業者の加入の促進が期待される。行政当局と連携を図りつつ、説明会の開催、個別訪問、勧誘文書の送付などを継続して行うことで、その取組みを推進する。

（その他）

以上